項、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

［一～四　略］

3　試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

（周辺監視区域外の濃度限度等）

第八条　試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「試験炉設工規則」という。）第二十五条第一項第一号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（以下「試験炉性能基準規則」という。）第三十三条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イ並びに第二条の十一の九第四号及び第七号、加工規則第七条の八第四号及び第七号、加工設工規則第十四条第一号、加工性能基準規則第二十一条第一号、核原料物質使用規則第二条第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十条第四項、核燃料物質使用規則第八条第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、廃棄物管理規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

［一～四　同上］

3　試験炉規則第八条第三項第三号、核燃料物質使用規則第八条第三項第三号、加工規則第七条の三第三項第三号、再処理規則第十条第三項第三号、実用炉規則第七十九条第三項第三号、第二種埋設規則第十五条第三項第三号、廃棄物管理規則第二十八条第三項第三号、研開炉規則第七十四条第三項第三号及び第一種埋設規則第五十四条第三項第三号の原子力規制委員会が定める場合は、前項第一号から第四号までに掲げる事象のいずれかが発生した場合とする。

（周辺監視区域外の濃度限度等）

第八条　試験炉規則第十四条第四号及び第七号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「試験炉設工規則」という。）第二十五条第一項第一号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（以下「試験炉性能基準規則」という。）第三十三条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イ並びに第四条第四号及び第七号、加工設工規則第十四条第一号、加工性能基準規則第二十一条第一号、核原料物質使用規則第二条第十一号ニ及びト、実用炉規則第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、貯蔵性能基準規則第二十条第一号、研開炉規則第八十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

［一～六　略］

［2～4　略］

（外部放射線に係る線量等の算定）

第十条

［1～3　略］

4　第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量並びに核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二号ハ、核原料物質使用規則第二条第七号ハ及び受託貯蔵規則第二条第十号ハの線量は、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和とする。）とする。

［5・6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、貯蔵性能基準規則第二十条第一号、研開炉規則第八十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。	実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十九条第四号及び第六号、廃棄物管理規則第三十三条第四号及び第六号、特定廃棄物埋設等設工規則第十一条第一項第一号、特定廃棄物埋設等性能基準規則第十六条第一項第一号、貯蔵規則第三十五条第四号及び第六号、貯蔵設工規則第十四条第一号、貯蔵性能基準規則第二十条第一号、研開炉規則第八十五条第四号及び第七号、研開炉技術基準規則第三十八条第一項第一号並びに第一種埋設規則第六十一条第四号及び第六号の原子力規制委員会の定める濃度限度（核燃料物質使用規則第二条の五第二十八号イについては、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中に係るものに限る。）は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。
［一～六　略］	［一～六　同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
（外部放射線に係る線量等の算定）	（外部放射線に係る線量等の算定）
第十条	**第十条**
［1～3　略］	［1～3　同上］
4　第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量並びに核燃料物質使用規則第二条の十一の五第二号ハ、核原料物質使用規則第二条第七号ハ及び受託貯蔵規則第二条第十号ハの線量は、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和とする。）とする。	4　第二項第二号に規定する内部被ばくによる実効線量並びに核燃料物質使用規則第三条第八号ハ、核原料物質使用規則第二条第七号ハ及び受託貯蔵規則第二条第十号ハの線量は、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、吸入摂取の場合は第二欄に、経口摂取の場合は第三欄に掲げる実効線量係数に摂取量を乗じたもの（二種類以上の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取した場合にあっては、それぞれの種類ごとに算出したものの和とする。）とする。
［5・6　略］	［5・6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	